

国・府・市の在日外国人に関する施策などについて(抜粋)

国・府・豊中市	年	内容	備考
国:「地域における多文化共生推進プラン」	平成18年(2006年)策定	「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、地域の国際化を一層推し進めていく必要。都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、同プランを策定(2006.3.27 総務省通知)	
国:住民基本台帳法改正	平成24年(2012年)7月	外国人にも住民票が作成される。外国人登録法は廃止。	
国:「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」	平成30年(2018年)12月決定	共生社会の構築に向けた施策の推進。「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で決定。外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。	令和元年(2019年)12月、同年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って「総合的対応策」を改訂。
国:「出入国管理及び難民認定法」改正・施行	平成30年(2018年)12月改正 平成31年(2019年)4月施行	外国人労働者の受け入れ拡大、在留資格として「特定技能」が創設。	豊中市の外国人人口は増加傾向にある。特に平成30年(2018年)から令和元年(2019年)の増加が顕著である。
府:「大阪府在日外国人施策に関する指針」	平成14年(2002年)12月策定 令和5年(2023年)5月改正	すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現(目標)を目指し在日外国人施策を総合的に進める。	「住民基本台帳法」「出入国管理及び難民認定法」改正などによる制度変更、万博後の未来社会を見据えて改正(指針改正本文はじめにより)
市:「豊中市多文化共生指針」	平成26年(2014年)2月策定	基本理念:さまざまな文化的背景を持った人が人権尊重を基調にお互いを理解し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに暮らす街の実現 基本目標:(1)人権尊重の文化が根づくまち(2)外国人市民が安心して暮らせるまち(3)多文化共生をみんなて進めるまち(4)国際感覚にあふれたまち	
市(調査):豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた調査研究/とよなか都市創造研究所	令和3年(2021年)3月	外国人人口が増加する中で、外国人と日本人の地域における共生に向け今後どのような取り組みが求められるのかを検討することも目的に実施。日本人市民の多文化共生意識、外国人市民の地域活動への参加プロセスなどインタビューを交えての調査。	
市(調査):コロナ禍における外国人市民生活等への影響に関する調査報告書/豊中市・公益財団法人豊中国際交流協	令和4年(2022年)1月	コロナ禍における外国人市民の生活等への影響や課題を把握し、今後の外国人支援や多文化共生のための地域づくりをさらに推進することを目的に実施され、日本語能力、生活費、仕事の変化、子育て不安、負担について調査をしている。	
市(調査):豊中市多文化共生に関するアンケート調査報告書/豊中市人権政策課	令和5年(2023年)3月	18歳以上の外国人市民2,000人及び日本人市民1,000人が対象。 豊中市に住む日本人市民の外国人市民とのかかわり、多文化共生についての関心を把握し、「多文化共生のまちづくり」を推進する上での基礎資料とする。	